

令和4年5月27日

京都市PTA連絡協議会

会長 大森 勢津 様

京都市教育長 稲田 新吾

生涯学習部学校地域協働推進担当
PTA担当 Tel 251-0444

京都市PTA連絡協議会からの教育懇談会に係る質問について（回答）

平素は、本市教育行政に多大なる御理解と御協力を賜り、誠にありがとうございます。
貴会からいただきました御質問につきまして、別紙のとおり回答いたします。

質問回答書

(令和3年度 京都市PTA連絡協議会と京都市教育委員会との教育懇談会)

1 京都市立幼稚園PTA連絡協議会からの質問

○「全園での3年保育の実現を目指して」

(背景・理由)

- ・ 幼P連での教育懇談会を終えて、全園での3年保育は難しいが未就園児の3歳児クラスの予算措置をとり、来年以降は午後授業やお弁当の回数を増やす、園内行事参加など更に充実させていきたい、コスト削減しながら子育て支援に力を入れていくとのご回答大変ありがたく思っている。
- ・ 幼稚園選びの際、最初に目にすることが多いホームページも、見にくいという保護者の声を反映して大きく改善していただき、大変ありがたく思っている。
- ・ 全園での3年保育実現が難しいその理由となる、民間をひっ迫させる訳にはいかない、市の財政難なども説明いただき、私たち保護者には、どうすることもできない理由があることも知った。
- ・ 懇談会の準備過程で、就労している保護者にも公立幼稚園を選んで欲しい、との思いがどの幼稚園にもあることが分かった。しかし就労している保護者にとって預かり保育が利用できないことは大きな問題であり、例えば小規模保育園を利用中の就労している保護者は、3年保育の公立幼稚園は幼稚園選びの選択肢に入れたとしても、3歳児が未就園児クラスとなり預かり保育が1年間利用できない2年保育の幼稚園は選択肢から外されてしまったりする。
- ・ やはり3年保育であることの利点は他にも多くあり、重ねてにはなるが、全園での3年保育の実現を私たちは切に願っていることを、この場でもお話しさせていただきたいと思う。

【回答】

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、市立幼稚園では、夢中になって遊ぶことを通して、小学校以降の学びの基礎となる「学びに向かう力」を育てています。近年、非認知能力を育む幼児教育の重要性が注目されている中、幼稚園教育要領及び学習指導要領では、幼稚園から学校まで一貫して「主体的・対話的で深い学び」の重要性が示されており、教育の基礎を培う幼児教育の重要性は一層高まっています。

これまで、市立幼稚園の教育実践は、文部科学省の中央教育審議会でも好事例として取り上げられ、「ソニー幼児教育支援プログラム」の最優秀園や優秀園を複数回受賞するなど、高く評価されており、他都市に類を見ないほど多くの国レベルの委託研究（文部科学省・国立教育政策研究所等）を行い、研究実践を中・長期的に積み重ね、積極的な公開保育や研究発表などを通して対外的に発信するなど、本市ひいては全国の就学前施設に「確かな学力・豊かな心・健やかな体」の基盤を育成する幼児教育のモデルを示しています。これは特定園だけの取組ではなく、長年にわたり、人事異動や合同研修、研究会活動などによって市立幼稚園総体として積み重ねてきた成果です。

また、学習指導要領の改訂において、幼児教育と小学校教育の円滑な接続（＝幼小接続）の重要性とその具体的な実施について示されましたが、小学校を所管する教育委員会が市立幼稚園を所管し、小学校とともに研究を進めることで、より実効性のある幼小接続の取組が可能となっています。本市では、京都市教育委員会の管轄のもとに京都市立の幼小が設置されているため、全園で、子ども同士の交流、教員同士の幼小接続に向けた合同研修等積極的に交流・連携を図っています。さらに、幼小の人事交流をしており、幼小2つの教育活動を経験させるなど、人事面でも幼小接続を進めているところです。

市立幼稚園の良さを御理解いただいている中、全園での3年保育実現という御要望については当然のことと受け止めておりますが、本市では、それぞれの建学精神に基づく幼児教育を展開されている私立幼稚園において、入園希望者を上回る定員が確保されており、その全園で預かり保育も実施されており、ニーズに応じた幼児教育を受けることができる状況等にあること、さらには、極めて厳しい本市財政状況に伴い令和3年8月に策定した行財政改革計画に基づく取組を進めていることから、人員等の増員を伴う市立幼稚園での3年保育の拡大は困難です。共働き世帯の増加や幼児教育無償化の影響など、様々な社会構造の変化が起きており、市立幼稚園の利用状況が変化する中で、今後とも、就労家庭にも市立幼稚園を利用いただきやすい環境整備に取り組んでまいります。

（担当：教職員人事課，学校指導課）

2 京都市小学校PTA連絡協議会からの質問

○「GIGA端末の利活用について」

いじめや家庭での困窮など、子どもが直接SOSを発信するツールとして使えないでしょうか。
(背景・理由)

- ・新たな学習形態を実現する教材、不登校等教室で学習できない児童への対応、教員の負担軽減、働き方改革等、様々な利活用の方法が見られます。
- ・子どもたちの悩みに対し、電話やメール等のホットラインが用意されていますが、その発信のためのツールが手元にない場合があります。GIGA端末にそうした機能を搭載できないでしょうか。

【回答】

GIGA端末は、持続可能な未来社会の担い手となる子どもたちに、創造性を育む豊かな学びを実現するため、国のGIGAスクール構想に基づき導入したものであり、これまでの教育実践に、インターネットを活用した調べ学習やデジタルドリルによる知識定着など、端末活用を適切に組み合わせながら、学習のより一層の充実を図っているところです。

こうした端末の導入趣旨を踏まえ、本市では児童生徒個人間や教員と児童生徒間において、個別のメッセージがやり取りできないよう、チャット機能を制限するとともに、児童生徒の学習履歴等を適宜確認できるよう、閲覧したホームページや操作ログ等の活用履歴を保存するなど、一定の機能制限やルールの下で活用することで、GIGA端末を起因とするいじめやトラブルが発生しないように対策を講じているところです。

こうした下、御提案いただいている機能についてですが、個人情報の保護の観点から、クラウド上での機微な情報の取扱いについては慎重を期す必要があります。他人には知られたくない児童生徒自身のプライバシーに関わる相談等をGIGA端末で取り扱うことについてはセキュリティ上難しい側面もあることから、慎重な検討が必要と考えております。

あわせて、具体的に、児童生徒がGIGA端末を利用して悩み相談を投稿する場合を想定すると、教員やクラスメイトの目の届かない自宅で利用したいというニーズが考えられますが、GIGA端末は教員の指導に基づき、学習で利用するために自宅に持ち帰るものであるため、悩み相談などのために自由に児童生徒個人の判断で家庭へ持ち帰る利用方法は、現状では難しいと考えております。

一方で、GIGA端末などのICTを活用したサービスは、新しい製品が次々とリリースされています。本市としても、こうした状況も注視しながら様々な研究を重ねているところであり、御提案の趣旨も踏まえつつ、今後の端末のより一層の活用について継続的に検討を進めてまいりたいと考えております。

本市では、子どもたちの抱える悩みに寄り添い、多様な子どもを誰一人取り残さない教育を進めることが最も大切であると認識しており、いじめ等の悩み相談については、こども相談24時間ホットラインに短縮ダイヤル#7333を設ける等、相談意向の利便性向上に努めているところです。今後もICTの活用を含め、児童相談所や子ども若者はぐくみ局、各区支所の子ども若者はぐくみ室との連携も図りながら、児童生徒一人一人の状況に応じたきめ細かい支援の充実に努めてまいります。

(担当：学校指導課、生徒指導課、教育相談総合センター)

○「不登校や別室登校など、登校に困りを持つ子どもの進路について」

(背景・理由)

- ・「洛風中学校」「洛友中学校」の開設等、不登校や別室登校の子どもたちの進路も確保していただいていると思いますが、ニーズはさらに上回っているように思います。公立中学校では現実的に対応も難しいと思うので、私立中学校とも連携し、マッチング等もしていただけると、保護者・子ども共に安心できるのではないかと思います。
- ・突然子どもが学校や教室に行かなくなると、子どもはもちろん、保護者も不安が大きく、何をどうすればよいか混乱します。そのような場合に、学校以外で相談をしてもらえる窓口などを設置していただけると、学校との意思疎通もスムーズになるのではないかと思います。
- ・登校に困りのある子どもの保護者の孤立が心配です。保護者同士で話ができるような機会があるとよいのではないかと思います。

【回答】

本市立学校では、これまでから、不登校はどの子どもにも起こる可能性があるとともに、不登校に至るまでの経過は一人ひとり異なることを前提に、子どもの不登校の背景に何があるのかに目を向けながら、児童生徒本人の辛さや不安を受け止めつつ支援しています。

また、不登校を経験した生徒のための「洛風中学校」「洛友中学校」や、市内5箇所（うち1箇所は3コース制）「ふれあいの杜」（学習教室）の設置や、フリースクール等民間団体との連携事業の実施など、不登校の子どもたちの多様なニーズに対応した教育機会の確保等に努めているところです。引き続き、不登校児童生徒が、自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指し、教育委員会と市立学校が一体となって取り組んでまいります。

また、不登校をはじめ、子どもや子育ての様々な悩みに関する相談窓口として「こども24時間ホットライン（＃7333）」やLINEを活用した相談窓口を設置するとともに、孤独・孤立対策として様々な課題に対して、現在、京都市においても取り組みを進めているところです。（市のホームページに孤独・孤立に関する相談先を掲載しています。）

(担当：生徒指導課，教育相談総合センター)

3 京都市立中学校PTA連絡協議会からの質問

○「コロナによる生徒への影響について」

年間を通して本来あるはずの行事や部活動の大会などがコロナの影響で中止や縮小となり、学習面以外で発揮される個人の能力を見いだせないとか、団結力や協調性が乏しくなり、決まった人としか仲良くできないという状況が生まれていると考えます。社会に出てから求められる「人間力」の向上に向けてどのような取組をされているのか、教えていただきたい。

【回答】

学校行事や部活動等は、児童生徒の学校生活に潤いや秩序とリズム、変化を与えるものであるとともに、協働的な学びの中で、クラスや学年等の団結力や協調性を高め、一人一人の自主的・実践的な態度を育む、重要な教育活動と認識しております。

そのため、本市立学校では、体育大会や文化祭等について、コロナ禍においてもできる限り実施することとし、基本的な感染対策に加え、学年別や時間差での実施、リモートの活用など、各校の状況に応じて、開催形態を工夫しながら取り組んでまいりました。

また、日常の授業においても、一人一台端末の環境を生かし、話し合い活動やグループ学習など、協働的な学習を取り入れた授業改善を進めるとともに、端末の利点を活用して、外部の方にオンラインで参画いただくなど、児童生徒が多様な考えに触れながら、多面的・多角的に学べるよう、新しい授業づくりを進めております。

今後、ウイズコロナ社会の中で、学校生活においても「新しい生活様式」の徹底が求められ、学校行事それぞれの意義や必要性を見定めながら精選することになりますが、特に学校行事は各校の創意工夫の余地が広い教育活動であることも踏まえ、児童生徒がこれまで以上に主体的に関わり、生み出す苦労や達成感等を実感することで、社会性や人間力を育むことができるよう、創意工夫を凝らした実践を進めてまいります。

(担当：学校指導課)

4 京都市立高等学校PTA連絡協議会からの質問

○「ICT環境の整備とその業務に係る人員配置」

ここ数年の各高Pの要望でもありました、Wi-Fi 環境を整備していただくなどICT教育の推進にご尽力をいただき感謝申し上げます。

昨年度よりコロナウイルス感染対策により更にICT活用が多様化しております。それに伴い、オンライン授業やネットワーク危機の管理など、日々の対応に支障をきたすケースが散見されています。生徒と学校との双方のつながりを持ちながら教育活動を展開する上で、ICTに関するつまずきで立ち止まることは最小限にとどめたいと希望します。

また、教職員の働き方改革や仕事の効率化のためにも、ICTに関する業務を専門的に担当できる常駐の職員の方を各学校に配置いただき、より効果的にICT活用を推し進めていくために一層のご支援を要望致します。

(背景・理由)

- ・ICTに関するトラブルに即対応していただけない。
- ・教職員の負担になっている。

【回答】

市立高校へのICT支援として、令和3年度からICTに関する専門的技術を持つ者1名を情報技術主事として教育委員会で任用し、全市立高校に対し、随時支援を行っています。

また、市立高校のネットワークの基幹部分は、遠隔で委託業者等がメンテナンスできる仕組みを構築しており、先生方の負担が軽減されているところであり、今後も生徒用端末の運用管理等の負担軽減を検討してまいります。

(担当：学校事務支援室)

本市財政が非常に厳しいなか、本市独自予算でICTに関する業務を専門的に担当できる常駐の職員を新たに任用することは、困難な状況ではありますが、この間、教育委員会としましては、ICTに精通した教員を確保するために、令和3年度に実施した「令和4年度教員採用選考試験」から情報処理技術に関する資格取得者に加点制度を新たに設けることや、教職員への負担軽減の観点から、教材準備、コピー等の教員の業務補助を行う校務支援員の配置を進めるなど、ICT活用を直接、間接に支える措置を講じております。

(担当：教職員人事課)

5 京都市立総合支援学校PTA連絡協議会からの質問

○「共生社会の実現について」

真の共生社会の実現につなげるためには、一般小中学校の総合育成支援教育への認識に支援学校の認識とは差があるように感じる。

京都市の「地域の子供は地域で育てる」の教育理念に基づき、支援学校の児童生徒も居住地校に知ってもらふ必要を感じる。

【回答】

本市では、平成16年から全国初の異なる障害種別の子どもが共に学べる「総合制」、通学時間の短縮や地域との連携を目指した通学区域を設定する「地域制」の総合支援学校として京都市独自の教育活動を展開してまいりました。

「総合制」及び「地域制」のメリットの1つとして、障害のある全ての子どもが通学時間等の大きな負担なく近隣の総合支援学校に通うことができ、また、障害のあるなしに関わらず、児童生徒が地域の学校（小・中学校または支援学校）に通うため、地域や校種間の連携を図りやすい体制づくりが可能です。

就学に関する手続きにおいても保護者からの相談窓口を地域の小学校（または中学校）としており、子どもや保護者が最も身近な学校で適切な就学先について相談でき、同時に小・中学校も支援学校に通う子どもを地域の子どもとして把握し、交流及び共同学習（校種の枠を超えて障害のある子どもと障害のない子どもが活動を共にする機会）の充実につなげるなど、いずれも本市ならではの一貫した教育体制を構築しているところです。

また、これまでから小中学校の育成学級や通級指導教室担当教員をはじめ、教職員を対象とした総合育成支援教育に関する研修の実施や、総合支援学校で採用した教員の小中学校への人事交流の実施など、小中学校における総合育成支援教育の充実に向けた取組も推進しております。

今後も「地域の子どもは地域で育てる」という本市の教育理念に基づき、こうした取組を推進し、真の共生社会の実現に向けて取り組んでまいります。

（担当：総合育成支援課）